

# 宮城県認知症施策推進計画及び 新しい認知症観の普及について



©宮城県・旭プロダクション

# 都道府県認知症施策推進計画について

## 都道府県認知症施策推進計画（第12条関係）

- 1 都道府県は、**基本計画を基本**とするとともに、**当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画**（以下この条及び次条第一項において「都道府県計画」という。）**を策定するよう努めなければならない。**
- 2 都道府県計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する**医療計画**、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百八条第一項に規定する**都道府県地域福祉支援計画**、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の九第一項に規定する**都道府県老人福祉計画**、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条第一項に規定する**都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって認知症施策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。**
- 3 都道府県は、**都道府県計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、認知症の人及び家族等の意見を聴くよう努めなければならない。**
- 4 都道府県は、都道府県計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。
- 5 都道府県は、適時に、都道府県計画に基づいて実施する施策の実施状況の評価を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表するよう努めなければならない。
- 6 都道府県は、当該都道府県における認知症に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県における認知症施策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。
- 7 第三項の規定は第五項の評価の結果の取りまとめを行おうとする場合について、第三項及び第四項の規定は都道府県計画の変更について、それぞれ準用する

# 宮城県の認知症施策推進計画の策定要領（案）について

- 第10期みやぎ高齢者元気プランと一体的に整備する（第10期みやぎ高齢者元気プラン内に認知症施策推進計画に関する章を設ける）

第9期 章体系（概要）		第10期 章体系（案）	
はじめに・総論		はじめに・総論	
各論 第1章	みんなで支え合う地域づくり	各論 第1章	みんなで支え合う地域づくり
第2章	自分らしい生き方の実現	第2章	自分らしい生き方の実現
第1項	認知症の人にやさしいまちづくり		※認知症に関する内容は第6章に移行
第3章	安心できるサービスの提供	第3章	安心できるサービスの提供
第4章	介護保険サービスの基盤整備	第4章	介護保険サービスの基盤整備
第5章	介護給付の適正化に関する方針 (第6期宮城県介護給付適正化取組方針)	第5章	介護給付の適正化に関する方針 (第7期宮城県介護給付適正化取組方針)
第6章	推進編	第6章	認知症の人にやさしいまちづくり (第1期宮城県認知症施策推進計画)
		第7章	推進編

- 認知症施策推進計画部分については、認知症の人及び家族等の意見聴取を行うとともに、みやぎ高齢者元気プラン推進委員会と並行して認知症地域ケア推進会議においても連動して審議を行う。

（認知症の人及び家族等への意見聴取の様子）



早い段階から支援者や家族の会などつながるといい。早い段階からつながれる支援をして欲しい。

デイサービスは職員が優しいし、人が多すぎないため良い。話をするのが楽しくて好き。



